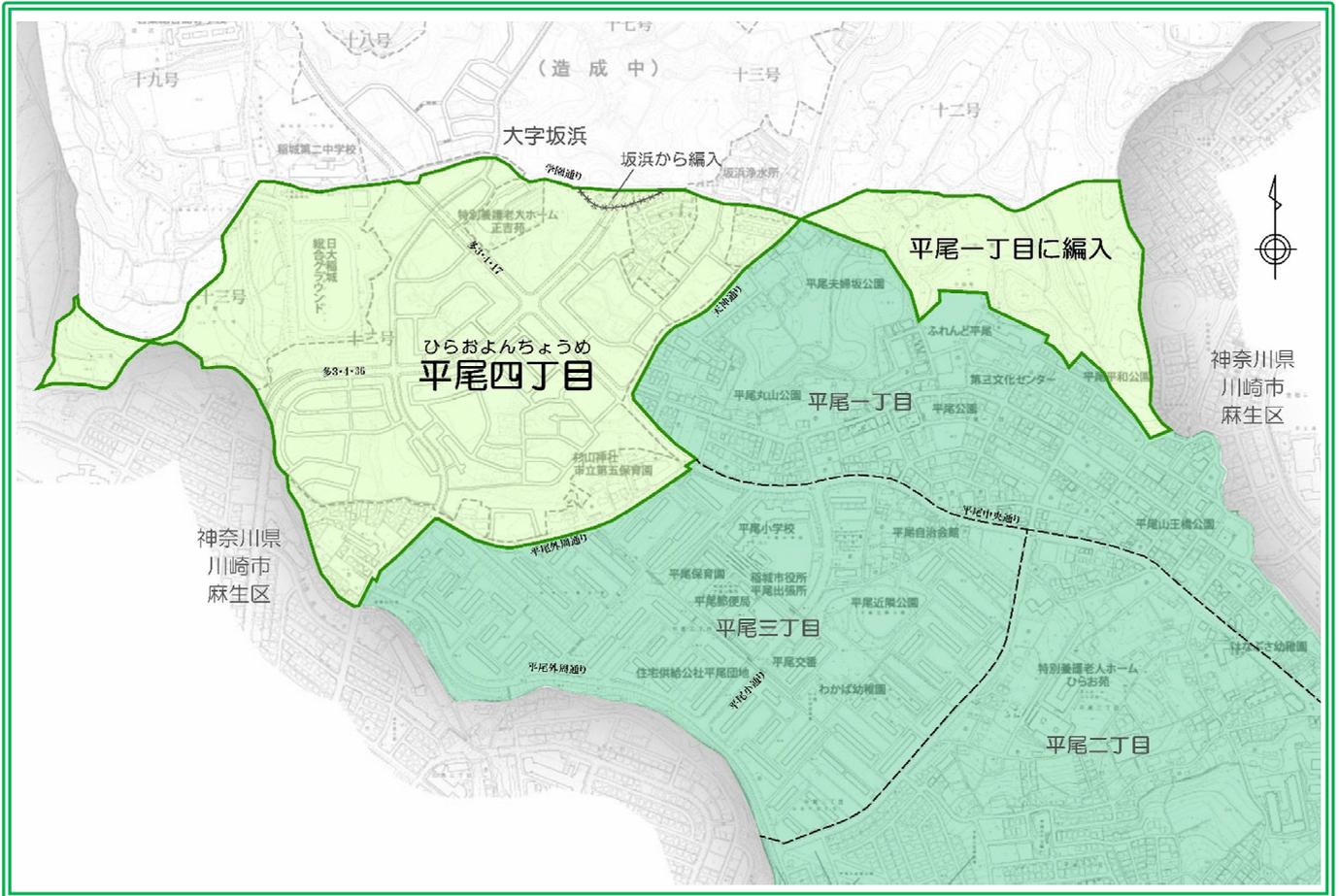


# 稲城市住所整理事業

## 住所変更手続きのしおり



平成 31 年 3 月 2 日 (土) から  
『 平尾四丁目 』が誕生します。

### 目次

● はじめに	1
● 同封書類の説明	1
● 新しい住所のつけ方	3
● 新しい住所・本籍・不動産の表示	3
● 手続き一覧	4
● 不動産（土地・建物）を所有されている方へ	14

稲城市役所  
都市建設部 都市計画課 住居表示担当  
電話 042-378-2111 (内線 322)

## はじめに

平成31年3月2日（土）に平尾地区と坂浜地区の一部において住所整理を実施します。お届けした通知書のとおり、皆様の住所などが変わりますので、変更日以降は新しい住所をご使用ください。

なお、本書では住所整理の制度や、それに伴って必要となる手続き等についてご案内しますので、よくお読みください。

住所整理事業は、市内の混乱した住所をわかりやすく整理する事業です。住所が変更となる皆様には、何かとお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 同封書類の説明

### ◆住所変更手続きのしおり（本書）

住所整理の説明や新しい住所への変更手続きの方法を説明したものです。（本書）

### ◆新旧地番対照図

地区内の新しい町の区域と地番及び今までの地番を示した案内図です。

※上平尾土地区画整理事業地内は新しい地番のみ記載しています。

### ◆町名地番変更通知書（土地所有者毎に1通）

あなたの所有する土地の新しい地番を記載した公的な書類です。

この通知書は、手続き一覧のページに記載のある地番変更等の手続きをする際に、ご利用ください。

通知書が不足する場合には、変更日以降に町名地番変更証明書を無料で発行いたします。必要な場合は、市役所都市計画課に申請してください（平日のみ）。

### ◆建物所在地番変更通知書（建物所有者毎に1通）

あなたの所有する建物（登記のあるもの）の新しい所在地番と家屋番号を記載した公的な書類です。

### ◆住所変更通知書（区域内に住民登録のある方毎に3通）

あなたの新しい住所を記載した公的な書類です。

この通知書は、手続き一覧のページに記載のある住所変更等の手続きをする際に、ご利用ください。

通知書が不足する場合には、変更日以降に住所変更証明書を無料で発行いたします。必要な場合は、市役所市民課又は平尾出張所、若葉台出張所に申請してください。

### ◆町名地番変更通知書（法人用）（法人毎に10通）

法人の新しい所在地を記載した公的な書類です。

この通知書は、別冊の「会社・法人などの変更登記の手引」にある各種手続きをする際に、ご利用ください。

通知書が不足する場合には、変更日以降に町名地番変更証明書（法人用）を無料で発行いたし

ます。必要な場合は、市役所都市計画課に申請してください（平日のみ）。

◆住所変更のお知らせ用無料はがき（1世帯50枚）

住所が変更されたことを友人、知人、取引先などにお知らせするために、郵便局から配られる無料はがきです。新住所、氏名、宛先を記入してお出してください。

◆住居番号表示板+接着剤（建物所有者のみ）

あなたの新しい住所を記載したプレートです。同封の接着剤で表札のそばなどわかりやすい場所に付けてください。

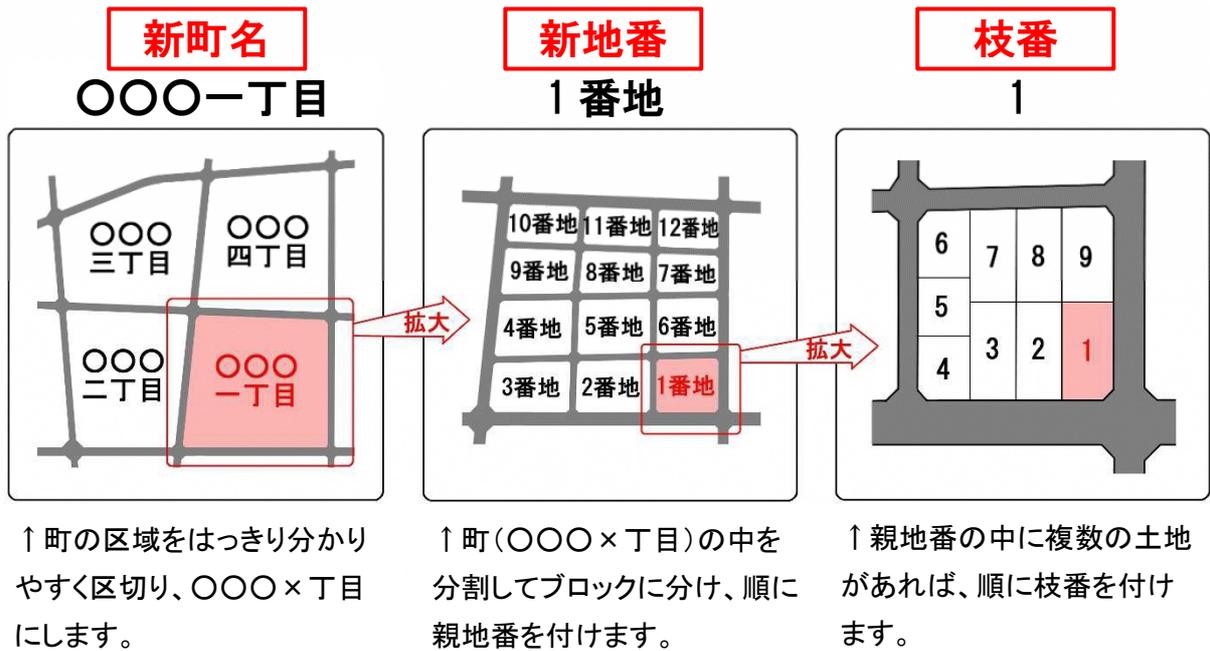
※本籍変更通知書

新しい本籍を記載した通知書は、変更日以降に市役所市民課より送付いたします。

《イメージ図》



## ●新しい住所のつけ方



上記の土地にお住まいの方の住所は、「稲城市〇〇〇一丁目1番地の1」となります。

## ●新しい住所の表示例

建物が建っている土地の地番を住所に用います。(郵便番号は変更ありません。)

### 住所の表示方

変更前	： 稲城市	平尾	1 1 1 番地の 1
	↓	↓	↓
変更後	： 稲城市	<u>平尾四丁目</u>	<u>1 2 番地の 3 4</u>

### 本籍の表示方

※区域内に本籍を有する方については、本籍も変更となります。該当する方には、本籍変更通知書を送付いたします。(変更日以降に市役所市民課より送付いたします。)

変更前	： 稲城市	平尾	1 1 1 番地 1
	↓	↓	↓
変更後	： 稲城市	<u>平尾四丁目</u>	<u>1 2 番地 3 4</u>

### 不動産の所在の表示方

【土地】

変更前	： 稲城市	大字平尾字三十号	1 1 1 番 1
	↓	↓	↓
変更後	： 稲城市	<u>平尾四丁目</u>	<u>1 2 番 3 4</u>

【建物】

変更前	： 稲城市	大字平尾字三十号	1 1 1 番地 1
	↓	↓	↓
変更後	： 稲城市	<u>平尾四丁目</u>	<u>1 2 番地 3 4</u>

## ● 手続き一覧

各種変更手続きは、いずれも変更日（平成31年3月2日）以降にお願いします。

### 《公簿》

公簿等	問い合わせ先	説明
住民票、印鑑登録原票	市役所市民課 市民窓口係	市役所が新しい住所に変更します。 手続きは不要です。
戸籍簿、戸籍の附票	市役所市民課 戸籍係	市役所が新しい本籍、住所に変更します。 手続きは不要です。
固定資産税課税台帳	市役所課税課 土地係・家屋係	市役所が新しい住所に変更します。 手続きは不要です。 課税時点の住所が旧住所の場合があります。

### 《土地・建物》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
土地登記簿、建物登記簿 (表題部)	不動産の所在地を管轄する法務局 (稲城市内の不動産の場合) 東京法務局府中支局 府中市新町 2-44 ☎042-335-4753	法務局が、新しい町名地番等を書き換えます。	_____
土地、建物等不動産所有者の住所変更(権利部) ※実施区域内に住所がある方で、土地・建物等を所有している方		期限はありませんが、売買・相続をされる方は手続きを完了しておいた方がよいと思われます。 ※変更日以降の2か月ほどの期間は一般の登記事務が停止されていますので、終了後にお願いします。	・登記申請書 ・町名地番変更通知書または証明書 ・住所変更通知書または証明書 ・印鑑(認印でも可) ※P14もご覧ください。
抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの住所変更(権利部)			

※不動産業者などが手続きを代行した場合にかかる費用は個人負担になります。

※法人等に関する変更手続きの詳細は、「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。

《個人番号（マイナンバー）カード等》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
通知カード	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111 平尾出張所 ☎042-331-6346	変更日以降	・通知カード ・本人確認書類 ※同一世帯以外の方がお越しになる際は委任状が必要です。
個人番号カード	若葉台出張所 ☎042-350-6321	変更日以降	・個人番号カード ・本人確認書類 ※本人又は同一世帯の方がお持ちください。 （交付の際に設定した4ケタの暗証番号の入力が必要です。）
（電子証明書） 使用先において変更が必要な場合 ※e-Taxについては現在のままで使用可能です。		変更日以降	・個人番号カード ・本人確認書類 ※本人がお越しください。 （交付の際に設定した4ケタの暗証番号と英数字を含む6ケタ以上の暗証番号の入力が必要です。）

《住民基本台帳カード》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
住民基本台帳カード	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111 平尾出張所 ☎042-331-6346 若葉台出張所 ☎042-350-6321	変更日以降	・住民基本台帳カード ・本人確認書類 ※本人または同一世帯の方がお持ちください。 （交付の際に設定した4ケタの暗証番号の入力が必要です。）

《在留カード等》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
在留カード 特別永住者証明書 外国人登録証	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111	変更日以降	・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証

《保険、年金、医療証、福祉関係等》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
国民健康保険被保険者証 高齢受給者証 (対象者のみ) 限度額適用認定証 (対象者のみ)	市役所保険年金課 国民健康保険係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	※新しい保険証等を簡易書留で郵送します。
後期高齢者医療被保険者証 限度額適用・標準負担額減額認定証 (対象者のみ) 特定疾病療養受療証 (対象者のみ)	市役所保険年金課 後期高齢者医療係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	※新しい保険証等を簡易書留で郵送します。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 (対象者のみ) 介護保険負担限度額認定証 (対象者のみ)	市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	※新しい保険証を郵送します。
健康保険(協会けんぽ等) 共済組合など	各勤務先	詳細は各勤務先にお問い合わせください。	
国民年金の加入者	市役所保険年金課 年金係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
厚生年金の加入者	各勤務先	詳細は各勤務先にお問い合わせください。	
国民年金、厚生年金の受給者	日本年金機構 府中年金事務所 府中市府中町 2-12-2 ☎042-361-1011	手続きは不要です。	_____
共済年金の受給者	各共済組合	詳細は各共済組合にお問い合わせください。	

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
被爆者健康手帳 健康診断受診票 (被爆者の子)	市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	変更日以降	・居住地(氏名)変更届(都内変更) ・住所変更通知書または証明書 ・被爆者健康手帳または健康診断受診者証 ・手当証書(手当受給者のみ) ・医療券(認定者のみ) ・印鑑
障害福祉サービス受給者証 自立支援医療受給者証 (育成医療・更生医療) 心身障害者医療費助成 (障受給者証)	市役所障害福祉課 障害福祉係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。 ※すぐに表示の変更が必要な方はお申し出ください。	_____
心身障害者福祉手当 特殊疾病患者見舞金 障害児福祉手当 特別障害者手当 重度心身障害者手当		手続きは不要です。	_____
身体障害者手帳 愛の手帳 小児慢性特定疾病医療受給者証		変更日以降	・身体障害者手帳、愛の手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証のうちお持ちのもの ・住所変更通知書または証明書
特定医療費(指定難病)受給者証・難病医療券(都医療券) 自立支援医療(精神通院医療) 精神障害者保健福祉手帳		更新時に変更します。	_____

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
児童手当 児童育成手当	市役所子育て支援課 手当助成係	手続きは不要です。	_____
児童扶養手当 特別児童扶養手当	☎042-378-2111	手続きは不要です。 ※すぐに表示の変更 が必要な方はお申し 出ください。	_____
乳幼児医療費助成④ 義務教育就学児医療費助成④ ひとり親家庭等の医療費助成④ 未熟児養育医療費給付		手続きは不要です。	※新しい医療証を郵 送します。
稲城市立第三、第四、第 五保育園への住所変更	市役所子育て支援課 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	※保育園で独自に登 録している制度等が ある場合は、各園へ お問い合わせくださ い。
上記以外の保育園・幼稚 園への住所変更	各保育園・幼稚園	変更日以降	各園へお問い合わせ ください。
子どものための教育・保 育給付支給認定証	市役所子育て支援課 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	※新しい認定証が必 要な方は申し出てく ださい。
学童クラブ	市役所児童青少年課 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
大気汚染医療⑤ (気管支喘息等)	稲城市保健センター ☎042-378-3421 稲城市百村 112-1	変更日以降	・住所変更通知書ま たは証明書

《自動車・オートバイ関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
自動車運転免許証の住所変更及び本籍変更	多摩中央警察署 ☎042-375-0110 多摩市鶴牧 1-26-1  府中運転免許試験場 ☎042-362-3591 府中市多磨町 3-1-1  都内の警察署、試験場及び免許更新センター	変更日以降	・住所変更通知書または証明書 ・自動車運転免許証 ・本籍変更通知書または証明書（該当する方）
小型特殊自動車・原動機付自転車（125cc 未満）の所有者の住所変更	市役所課税課市民税係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	—————
軽自動車の車検証の住所変更	軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 ☎050-3816-3104 府中市朝日町 3-16-22	変更日以降	・自動車検査証（車検証）原本 ・住所変更通知書または証明書 ・印鑑
自動車、オートバイ（125cc 以上）の車検証の住所変更	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2033 国立市北 3-30-3	変更日以降	・自動車検査証（車検証）原本 ・住所変更通知書または証明書 ・印鑑（シヤチハタ不可） ※軽二輪（250cc 以下）は軽自動車届出済証及び自賠責保険証明書が必要です。
自動車保管場所証明書（車庫証明書）	多摩中央警察署 ☎042-375-0110 多摩市鶴牧 1-26-1	手続きは不要です。	—————

※自動車販売店などが手続きを代行した場合にかかる費用は、個人負担になります。

## 《学校関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
通学区域	市役所学務課学務係 ☎042-378-2111	通学区域は変更ありません。	_____
稲城市立小中学校への住所変更		手続きは不要です。	学校で独自に登録している制度等がある場合は、各学校へお問い合わせください 稲城第二中学校 ☎042-331-3640 平尾小学校 ☎042-331-4391
上記以外の学校等への住所変更	各学校等	変更日以降	各学校へお問い合わせください。

## 《法人関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
会社及び法人の所在地の変更登記及び代表者の住所の変更登記 (実施区域内に本・支店の所在地または代表者の住所がある場合)	本店の所在地を管轄する法務局  支店の所在地を管轄する法務局	法定期間内に申請してください。  本店：2週間以内 支店：3週間以内	・登記申請書 ・町名地番変更通知書または証明書（法人用） ・印鑑（届出印）
介護サービス事業者	所轄庁 ※稲城市が所轄庁の場合は 市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎042-378-2111	変更日以降、法人登記変更後に変更手続きをしてください。	_____
社会福祉法人の定款変更	所轄庁 ※稲城市が所轄庁の場合は 市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	変更日以降、法人登記変更後に変更手続きをしてください。	所轄庁にお問い合わせください。
宗教法人 (神社・寺院など)	東京都生活文化局 都民生活部管理法人課 宗教法人担当 ☎03-5388-3168 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎	変更日以降、法人登記変更後に変更手続きをしてください。	・登記事項変更届 ・履歴事項全部証明書（所在地変更済みのもの）

※法人等に関する変更手続きの詳細は、「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。

《医療機関・薬局関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
診療所・薬局・薬店・施術所・医療機器販売業者等の代表者の住所及び所在地の変更	東京都南多摩保健所 ☎042-371-7661 多摩市永山 2-1-5	法律等により、手続き期間が定められている場合がありますので、左記にお問い合わせください。	
保険医療機関・保険薬局の届出事項変更（異動）届	関東信越厚生局 東京事務所 ☎03-6692-5119 新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー 11F	変更日以降	・保険医療機関・保険薬局届出事項変更届 ・町名地番変更通知書または証明書（法人用）
指定医療機関・指定施術機関（生活保護法・中国残留邦人等支援法）の変更の届出	市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	変更日以降	・変更届出書

《営業関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
古物営業・質屋営業・風俗営業・鉄砲刀剣類等の許可証の住所変更	多摩中央警察署 ☎042-375-0110 多摩市鶴牧 1-26-1	変更日以降	・住所変更通知書 または証明書 ・町名地番変更通知書または証明書 （法人用）
酒類販売業免許証の住所変更	日野税務署 ☎042-585-5661 日野市万願寺 6-36-2	変更日以降	・住所変更通知書 または証明書 ・町名地番変更通知書または証明書 （法人用） ・印鑑

《公共料金関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
上下水道	<p>【上水道】 水道局多摩お客様センター ☎042-548-5100</p> <p>【下水道】 市役所下水道課 ☎042-378-2111</p>	手続きは不要です。	_____
電気	<p>東京電力多摩カスタマーセンター ☎0120-995-661</p>	変更日以降（お電話にて変更手続きをしてください。）	※電力自由化により契約会社が異なる場合は、契約会社にお問い合わせください。
都市ガス	<p>東京ガスお客様センター ☎0570-002211</p>	手続きは不要です。	※都市ガス自由化により契約会社が異なる場合は、契約会社にお問い合わせください。
プロパンガス	契約業者にお問い合わせください	変更日以降	_____
NTT	<p>NTT 東日本 ☎0120-116-000</p>	手続きは不要です。	_____
J-COM	<p>(株)ジェイコムカスタマーセンター ☎0120-999-000</p>	変更日以降（お電話にて変更手続きをしてください。）	_____
多摩テレビ	<p>多摩テレビ ☎0120-118-493 (テレビサービス) ☎0120-881-679 (インターネットサービス)</p>	詳細は多摩テレビにお問い合わせください。	
携帯電話等	加入されている携帯電話会社にお問い合わせください。		

《その他》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
浄化槽の登録	市役所環境課 ごみ・リサイクル係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
環境確保条例及び騒音・振動規正法の各種届出	市役所環境課 環境保全係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
工場・指定作業所			_____
避難行動要支援者の登録	市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
畜犬登録	稲城市保健センター ☎042-378-3421	手続きは不要です。	_____
放課後子ども教室登録者	市役所生涯学習課 社会教育・公民館係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
公共施設利用登録者	市役所市民協働課、生涯学習課、体育課、図書館課（城山体験学習館）	手続きは不要です。	_____
学校体育施設利用登録者	市役所体育課 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
図書館登録者	稲城市立中央図書館 ☎042-378-7111	更新時に変更します。	_____
各種免許、許可、許可証等の住所変更	法律・条例等に定めるところ	法律・条例等に定める期限内	・法律・条例等に定める必要書類 ・印鑑
その他	<p>■勤務先（会社）などへも住所変更手続きをしてください。</p> <p>■金融機関、保険会社、証券会社、クレジットカード会社などについては、お手数ですがそれぞれお問い合わせください。</p> <p>■旅券（パスポート）については、ご自分で現住所を2本線で消し（修正液不可）、新しい住所を記入してください。</p>		

## 不動産（土地・建物）を所有されている方へ

町名地番変更に伴い、法務局の不動産登記簿（土地及び建物）の表題部などについては、職権で法務局が書き換えます。ただし、所有者の住所欄については本人の申請があるまで変更されません。

該当地区内にお住まいの方で、土地や建物を所有している方は、申請用紙に必要事項をご記入の上、法務局へ所有権登記名義人住所変更の登記申請を行ってください。

なお、この変更登記には期限はありませんので、変更日以降、必要な時（売買・抵当権設定など）までに手続きを行ってください。

なお、郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により所有する不動産を管轄する法務局へ送付してください。

<p>申請書提出の際に・・・</p> <p>登記が完了すると完了証が発行されますが、法務局まで受領に行くか、郵送受領を希望する場合は返信用封筒に郵便切手を入れて、申請書と併せて提出してください。</p>	<p>ご注意ください</p> <p>変更日以降2か月ほどの期間は登記事務が停止されています。ご確認の上申請してください。</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>東京法務局府中支局 ☎042-335-4753</p>
---	---

### 登記申請書

登記の目的 **1** 番所有権登記名義人住所変更

原因 平成**31**年**3**月**2**日町名地番変更

変更後の事項 住所 **東京都 稲城市 平尾四丁目 12番地34**

申請人 **東京都 稲城市 平尾四丁目 12番地34**  
**稲城 太郎** ㊟  
連絡先の電話番号 **000-000-0000**

添付書類 登記原因証明情報

平成**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日申請**東京法務局府中支局** 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

不動産番号 **1234567890123**

所在 **稲城市 平尾四丁目**

地番 **12番34**

地目 **宅地**

地積 **234.56平方メートル**

不動産番号 **0987654321012**

所在 **稲城市 平尾四丁目12番地34**

家屋番号 **12番34**

種類 **居宅**

構造 **木造瓦葺2階建**

床面積 **1階 〇〇平方メートル**  
**2階 △△平方メートル**

通知書や証明書に記載された「変更日」を記入

新住所を記入

通知書または証明書を添付します。

変更後の登記簿の内容を正確にご記入ください。  
※所有者が同じ場合は、複数の不動産を同時に申請が可能です。